

(証券コード 3468)

2021年10月13日

投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
スターアジア不動産投資法人
執行役員 加藤 篤志

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2021年10月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされなかった投資主様につきましては、本投資主総会における各議案に賛成されたものとみなされ、また、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<現行規約抜粋>

規約第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月28日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号
新橋プレイス4階 AP新橋

ご来場の際は末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、代理権（代理人の資格を含みます。）を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://starasia-reit.com/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において感染症拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「第5回投資主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会における感染症拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://starasia-reit.com/>）に掲載する場合がございますので、併せてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社による「運用状況報告会」は実施いたしませんので、ご了承ください。

第5回投資主総会における 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

本投資主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況を踏まえ、投資主の皆様を第一に、会場での感染症拡大防止にできる限り努めるべく以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ・投資主総会における議決権はご来場されなくとも、書面により行使することができます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただき、後記の投資主総会参考書類をご参照のうえ、極力、議決権行使書面による議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、ご利用可能な席数が限られております。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただくこともございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ・投資主総会当日は、マスクの着用、受付でのアルコールによる手指消毒及び検温へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございます。

<投資主総会の運営について>

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場入口での検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様にはご入場をお断りする場合やご退場いただく場合がございます。
- ・投資主様からご質問いただく際のマイクは、投資主の皆様を第一に、投資主の座席から離れた場所に設置し、都度アルコール消毒を行います。

- ・本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年7月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<http://starasia-reit.com/>) にてご覧いただくことが可能です。
- ・投資主総会の終了後は運営スタッフの誘導に従って、会場後列に着席された投資主様から順次ご退席くださるよう、ご協力をお願いいたします。

以上、時節柄、投資主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 本投資法人の資産評価の方法の一部について、金融商品に関する会計基準の改正に伴い、所要の変更を行うものです。（現行規約第33条関係）
- (2) 資産運用会社に対する資産運用報酬の算定式の変更により、投資主利益と資産運用報酬との連動性を高めることを目的として、(a)本投資法人の運用資産評価総額(注)を基準として算出される期中報酬Ⅰの料率の上限を0.3%から0.2%に引き下げるとともに、(b)「期中報酬Ⅱ控除前分配可能金額を当該営業期間の末日における発行済投資口の総口数で除した金額」と「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」を基準として算出される期中報酬Ⅱの料率の算式を、「当該営業期間におけるNOIの100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額」に変更するものです。（現行規約第37条関係）
- (3) 上記(2)の期中報酬Ⅰ及び期中報酬Ⅱ（以下「期中報酬」といいます。）の上限の変更について、本投資法人の第12期営業期間に係る期中報酬から適用することとするため、附則において、その旨を規定するものです。（変更案第42条関係）
- (4) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の整備、所要の変更を行うものです。
（注）「運用資産評価総額」の内容については、今回の規約変更の対象ではありませんが、ご参考までに以下の「2. 変更の内容」の新旧対照表に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1)～(4)（記載省略）</p> <p>(5)不動産対応証券(第29条第1項第2号②乃至⑤に定めるもの)</p> <p><u>当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。)を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(6)有価証券等(第29条第1項第3号③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮、⑰及び⑲に定めるもの)</p> <p><u>当該有価証券等の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。</u></p>	<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1)～(4)（現行どおり）</p> <p>(5)不動産対応証券(第29条第1項第2号②乃至⑤に定めるもの)</p> <p><u>時価により評価する。</u></p> <p>(6)有価証券等(第29条第1項第3号③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮、⑰及び⑲に定めるもの)</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価により評価し、<u>その他有価証券に分類される場合は、時価により評価する。但し、市場価格のない株式等は取得原価にて評価するものとする。</u></u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7)～(8) (記載省略)</p> <p>(9)デリバティブ取引に係る権利(第29条第1項第3号⑩に定めるもの)</p> <p>①<u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>②<u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価にあたっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>2.～3. (記載省略)</p>	<p>(7)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9)デリバティブ取引に係る権利(第29条第1項第3号⑩に定めるもの)</p> <p>①デリバティブ取引により生じる債権及び債務 <u>時価により評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>②一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社(以下「資産運用会社」という。)に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)期中報酬 I</p> <p>運用資産評価総額に、0.3%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)を期中報酬 I とする。なお、運用資産評価総額とは、以下のAとBの合計額とする。</p> <p>A. 第29条第1項第1号の不動産等のうち①乃至④について、当該営業期間の末日における当該各資産の鑑定評価額(当該営業期間の末日における鑑定評価を取得していない場合には、売却価格(売買契約等に定める代金額をいい、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を除く。))とする。)と取得価格(売買契約等に定める代金額等(本投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併により承継した場合は、本投資法人における受入価格とする。))をいい、取得報酬その他の取得に係る費用及び消費税等を除く。)のうちいずれか低い価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じ、年間日数(閏年以外の年は365日とし、閏年は366日とする。以下同じ。)で除した金額の合計額</p> <p>B. 第29条第1項第1号の不動産等のうち⑤及び同条項第2号の不動産対応証券並びに同条項第3号のその他の資産のうち⑩乃至⑬の不動産関連ローン等金銭債権等に係る資産について、当該営業期間の末日において当該各資産を第33条第1項に定める方法により評価した価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じて年間日数で除した金額の合計額</p>	<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)期中報酬 I</p> <p>運用資産評価総額に、0.2%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)を期中報酬 I とする。なお、運用資産評価総額とは、以下のAとBの合計額とする。</p> <p>A. (現行どおり)</p> <p>B. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2)期中報酬Ⅱ</p> <p>本投資法人の当該営業期間の末日における<u>期中報酬Ⅱ控除前分配可能金額(日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益(負ののれん発生益は含めず、のれん償却額、期中報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前)に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいう。)</u>を当該営業期間の末日における発行済投資口の総口数で除した金額(以下「<u>期中報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金</u>」という。)に、</p> <p>「<u>当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用(減価償却費及び固定資産除却損を除く。)</u>を控除した金額(以下「<u>NOI</u>」という。)」と100分の0.002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨て)(すなわち、以下の計算式で算出される金額)を期中報酬Ⅱとする。</p> <p><u>期中報酬Ⅱ = 期中報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金 × NOI × 0.002%</u>を上限とする料率(1円未満切捨て)</p> <p>なお、発行済投資口の総口数については、<u>本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。</u></p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(2)期中報酬Ⅱ</p> <p>本投資法人の当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用(減価償却費及び固定資産除却損を除く。)を控除した金額(以下「<u>NOI</u>」という。)に100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨て)(すなわち、以下の計算式で算出される金額)を期中報酬Ⅱとする。</p> <p><u>期中報酬Ⅱ = NOI × 7.5%</u>を上限とする料率(1円未満切捨て)</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>第9章 附則</u> <u>第42条 (変更の効力発生)</u> 本規約第37条に係る変更は、本投資法人の第12期営業期間 (2021年8月1日から開始する営業期間) に係る期中報酬Ⅰ及び期中報酬Ⅱから効力が発生するものとする。本章は、本投資法人の第12期営業期間の満了後にこれを削除するものとする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員加藤篤志から任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもっていったん辞任する旨の申出がありましたので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）第99条第2項及び現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2021年10月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年9月27日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
かとう あつし 加藤 篤志 (1964年4月22日生)	1989年4月 野村不動産株式会社 入社 2001年1月 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社（現EY税理士法人） 入社 2002年12月 野村証券株式会社 入社 2010年5月 野村アセットマネジメント株式会社 入社 同日付 野村リファ資産運用株式会社 出向 同日付 同社代表理事副社長 2012年3月 同社 代表理事社長 2014年11月 野村証券株式会社 入社 2015年7月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2015年8月 同社 代表取締役社長（現任） 2015年12月 本投資法人 執行役員（現任）	369口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の代表取締役社長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務の全般を執行しております。

3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2021年10月28日から、本投資法人の規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年9月27日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
みやざわ あきこ 宮澤 顕子 (1969年6月14日生) (旧姓及び 職務上の氏名： 菅野 顕子)	1992年4月 株式会社フジタ 入社 2007年1月 JWord株式会社(現GMOインサイト株式会社)入社 2011年2月 GMOインターネット株式会社 転籍 2011年8月 GMO Game Center Korea, Inc. 出向 2014年11月 GMOゲームセンター株式会社(現GMOインターネット株式会社)転籍 2015年11月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2019年4月 同社 取締役兼財務管理部長(現任)	33口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の取締役兼財務管理部長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契

約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員玉木雅浩及び原田辰也から任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもっていったん辞任する旨の申出がありましたので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2021年10月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第16条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
1	たまき まさひろ 玉木 雅浩 (1961年10月7日生)	1990年4月 司法研修所において、第44期 司法修習生として採用 1992年4月 司法修習を修了し、菊地法律 事務所（その後、菊地・玉木 法律事務所、菊地綜合法律事 務所と改称） 入所 2006年2月 玉木法律事務所 開設 2006年2月 医療法人いしどりや眼科 理 事（現任） 2008年11月 株式会社プライメックスキャ ピタル 監査役（現任） 2012年1月 株式会社ウェルスプリングイ ンベストメンツホールディン グス 監査役（現任） 2015年12月 本投資法人 監督役員（現 任）	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
2	はらだ たつや 原田 辰也 (1976年10月7日生)	2002年10月 新日本監査法人（現EY新日本 有限責任監査法人） 入所 2008年3月 原田辰也公認会計士事務所開 設 2008年3月 株式会社南青山会計コンサル ティング代表取締役 2008年4月 公認会計士共同事務所MAA （現青藍公認会計士共同事務 所） 加入 2008年8月 イシグロ株式会社 会計監査 人 2014年8月 イシグロホールディングス株 式会社 会計監査人 2015年12月 本投資法人 監督役員（現 任） 2016年6月 全日本火災共済協同組合連合 会 会計監査人 2019年11月 南青山監査法人 社員（現 任）	0口

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも、現在本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記監督役員候補者は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案における監督役員の就任日である2021年10月28日から、本投資法人の規約第17条第3項の定めに基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
いさやま ひろたか 諫山 弘高 (1975年3月24日生)	2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年2月 諫山公認会計士事務所所長(現 任) 2016年4月 さくら総合リート投資法人 監督 役員	0口

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第5回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目12番9号
新橋プレイス4階 AP新橋
電話 03-3571-4109



交通のご案内

J R	「新橋駅」(銀座口)	徒歩約1分
地下鉄	東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分
	都営浅草線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。